

## 質問事項

### 原子力規制庁宛て

#### 1. 特重施設の経過措置期間について

事業者及び ATENA が 2025 年、法改正に伴う建設業界の労働環境の変化を踏まえて、特重施設の経過措置期間を全プラントについて 3 年延ばすよう規制委に依頼したが、規制委は 2026 年 2 月 18 日の定例会合において、他律的要因としては認められないとして退ける結論を確認した。ところが、同じ定例会合の場で規制委は、5 年で特重施設が完成した実績が少ないという理由で経過措置の見直しを行うとし、事務局に指示をした。経過措置期間の始点を変更するなどして、実質的に経過措置期間を延長する検討がなされる見通しである。

- (1) 特重施設の経過措置期間の延長（始点の変更等による実質的な延長も含めて）により、特重施設がない状態で原子炉が稼働する期間が長くなる。これにより、原発の安全性はより低くなるということ間違いはないか。
- (2) 特重施設の経過措置期間の延長（始点の変更等による実質的な延長も含めて）は、少なくとも他律的要因でない場合は行わないということ間違いはないか。
- (3) ATENA の要求については他律的要因としては認められないとして退けたが、5 年で特重施設が完成した実績が少ないというのも他律的要因としては認められないのではないか。
- (4) 特重施設の経過措置期間の延長（始点の変更等による実質的な延長も含めて）は、原発の安全性よりも事業者の原発停止期間を短くし、経済的利益の確保を優先することになる。これは、バックフィットの趣旨に反するし、経済性よりも安全性を優先せよとの、福島第一原発事故の教訓として規制当局が事業者に要求してきた事項にも反するのではないか。

#### 2. 浜岡原発で発覚した基準地震動の不正事件について

- (1) 「原子力規制委員会として、審査プロセスの改善により対応すべき点などについて、今後検討していくこととしています」とのことだが、具体的にどのように検討するのか。
- (2) 柏崎刈羽規制事務所長は柏崎刈羽原発に関する調査を表明しているが、事件が他の原発にも及ぶことの調査をどのように行うつもりか。

#### 3. 柏崎刈羽 6 号機の制御棒トラブルについて

柏崎刈羽 6 号機は、2026 年 2 月 24 日に今年に入って制御棒で 5 度目の警報を発報したが、今回は、警報の感度の問題などではなく、制御棒駆動機構で実際に分離が生じたことによるものである。2025 年 8 月の機械的に壊れて引抜けなかったトラブルと同じ個所で発生しており、同じ原因により生じた可能性もある。中越沖地震後の引抜きトラブルと合わせて徹底した原因究明が必要ではないか。規制庁として把握している事項について説明されたい。

## 東京電力宛て

### 1. 柏崎刈羽 6 号機の 2 月 24 日の制御棒トラブルについて

柏崎刈羽 6 号機は、2026 年 2 月 24 日に今年に入って制御棒で 5 度目の警報を発報したが、今回は、警報の感度の問題などではなく、制御棒駆動機構で実際に分離が生じたことによるとみられている。2025 年 8 月に発生した引抜きができないトラブルと同じ個所で発生しており、同じ原因により生じた可能性もある。

- (1) 制御棒駆動機構において、中空ピストンとボールナットの分離が実際に発生したことを確認したのか。
- (2) 原因について、異物の噛み込み等によると推定しているがどのような異物がどのように影響して分離に至ったと推定しているのか。
- (3) 原因究明はどのように行うのか。2025 年 8 月 25 日に生じたトラブルと同じ個所であり、同じ原因により生じた同じ原因により生じた可能性があるのではないか。中越沖地震直後の引抜きトラブルと合わせて、徹底した原因究明が必要ではないか。
- (4) 2026 年 2 月 17 日の警報については原子炉の停止中に原因を究明するとしていた。2 月 24 日の警報についても、原因を究明して対策するまでは原子炉を停止すべきではないか。

### 2. 特重施設の経過措置期間について

事業者及び ATENA が 2025 年、特重施設の経過措置期間を全プラントについて 3 年延ばすよう規制委に依頼したが、東京電力も依頼に加わっていたのか。特重施設の経過措置期間の延長は、経済性よりも安全性を優先せよとの、福島第一原発事故の教訓にも反するのではないか。